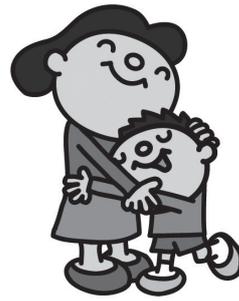


子育て中困ったときに 預かり事業を利用してみませんか

子育て短期支援事業
保護者の病気や出張時に
子どもを預かります



保護者の疾病や一時的な育児疲れ、出産や看護、冠婚葬祭や出張などで家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で預かりを行います。

- **ショートステイ** 1回につき7日間以内の宿泊を伴う預かりを行います。
- **トワイライトステイ** 平日午後4時から9時までの間で原則4時間まで、または、休日午前8時から午後9時までの間で原則8時間までの宿泊を伴わない預かりを行います。
- **対象者** 市内在住で18歳未満の児童

利用者負担金

世帯の区分	利用者負担額				送迎 (片道)
	ショートステイ (1日当たり)		トワイライトステイ (1日当たり)		
	2歳未満児	2歳以上児	平日	休日	
生活保護世帯	無料	無料	無料	無料	無料
市町村民税非課税世帯	1100円	1100円	350円	350円	180円
上記以外の世帯	5500円	2850円	1000円	1500円	900円

※ひとり親家庭などで市町村民税非課税世帯は、生活保護世帯の区分とします。
※1泊2日は2日分の負担額です。

利用者負担金

世帯の区分	利用者負担額	
	1日当たり	送迎 (片道)
生活保護世帯	無料	無料
市町村民税非課税世帯	1100円	180円
所得割の年額が7万7101円未満世帯	1500円	250円
上記以外の世帯	4800円	900円

※ひとり親家庭などで市町村民税非課税世帯は、上記の生活保護世帯の区分とします。
※1泊2日は2日分の負担額です。

親子入所等支援事業
親子で宿泊し子育ての相談ができます

育児による疲労があり休息を希望している、または児童の養育方法や関わり方について悩んでいる保護者が、親子で宿泊しながら相談支援を受けることができます。親と子、両方のケアを行う事業です。

- **対象者** 市内在住で18歳未満の児童とその保護者
- **利用期間** 1回につき7日間以内

共通事項

- **利用施設** 児童福祉施設
- **送迎** 施設へは原則保護者が送迎 ※難しい場合は相談してください。
- **利用者負担金** 施設退所後、市へ支払い
- **申請方法** 利用申請書(申込先で配布)を直接提出
- **預かりができない場合**
 - ◇ 感染症にかかっている
 - ◇ 医療機関での治療がある
 - ◇ 専門的な医療・看護がいる
 - ◇ 集団生活が困難
- **その他** 利用前に申込先との面談が必要です。

※詳しくは、市ホームページを確認してください。



子育て短期支援



親子入所等支援

申し込みと問い合わせ先

子ども健康課 とも家庭担当
☎(580)1964